

令和5年10月臨時会

令和5年10月23日（月曜日）

◎ 出欠席議員氏名

吉 田 芳 美 副議長

出席議員（13名）

1番 安達智勇議員	2番 漆山光春議員	3番 安孫子真弥議員
4番 東海林信弘議員	5番 石垣光洋議員	6番 増川憲一議員
7番 木村章一議員	8番 佐藤修二議員	9番 鈴木英友議員
10番 林智議員	11番 奥山英幸議員	12番 吉田芳美議員
14番 細矢誓子議員		

欠席議員（1名）

13番 丹野貞子議長

◎ 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

田川美和子 事務局 長	鈴木淳子 主 幹
須藤隆一 議事係 長	嶋田愛 主 査

◎ 説明のため議場に出席した者の職氏名

森谷俊雄 町 長	河内耕治 副 町 長
板坂憲助 教 育 長	真木吉雄 監 査 委 員
須藤俊一 防災・危機管理監兼 総務課 長	真木秀章 防災危機管理課長
日塔俊浩 空き家対策主幹	牧野隆博 政策推進監兼 企画財政課長
佐藤晃一 まちづくり推進課長	今部憲治 税務町民課長
矢作勲 健康福祉課長	池田恵子 子育て支援主幹
宇野勝 農林振興課長併 農業委員会事務局長	軽部広文 商工観光課長
土方一郎 都市整備課長	大泉正博 上下水道課長

軽部 昭博 会計管理者兼
会計課長
日下部 敦子 生涯学習課長

秋場 弘昭 学校教育課長
鈴木 淳子 監査委員事務局長

◎ 議事日程

令和5年10月23日（月） 午前9時開会、開議

議事日程第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案の上程
議第66号 令和5年度河北町一般会計第6回補正予算について
日程第4 提案理由の説明
日程第5 議案の審議、採決
議第66号 令和5年度河北町一般会計第6回補正予算について

閉 会

◎ 本日の会議に付した事件

議事日程第1号のとおり

◎ 開 議

午前9時

○吉田芳美副議長 おはようございます。

本日の欠席通告議員は、議長である13番丹野貞子議員であります。よって、地方自治法第106条の規定により、議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行うこととなりますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、令和5年10月河北町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○吉田芳美副議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定

により、私から指名します。

4番 東海林 信 弘 議員

14番 細 矢 誓 子 議員

の両名を指名します。

○吉田芳美副議長 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期については、本日1日限りとしたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定しました。

○吉田芳美副議長 日程第3、議案の上程を行います。

議第66号 令和5年度河北町一般会計第6回補正予算について

以上、1議案を上程します。

○吉田芳美副議長 日程第4、提案理由の説明を行います。

提案者から提案理由の説明を求めます。

「森谷町長」

○森谷俊雄町長 おはようございます。

本日、令和5年10月河北町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとお忙しい中ご参集いただき、厚くお礼申し上げます。

それでは、本日ご提案申し上げております議案につきまして、ご説明申し上げます。

議第66号令和5年度河北町一般会計第6回補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ907万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を108億828万2,000円とするものであります。その内容につきまして、歳出から申し上げます。

3款民生費の社会福祉総務費では、今般のエネルギー・食料品価格などの物価高騰が、低所得世帯の生活負担に拍車をかけている状況を踏まえ、低所得世帯等の経済的負担の軽減を図るため、既決の冬期間の家庭用灯油等購入費助成に1世帯当たり5,000円を上乗せし、1万円を支給するための費用を増額するものであります。

10款教育費の学校管理費では、河北中学校の屋内運動施設における熱中対策として、運動中の定期的なクールダウンに利用する可搬式冷房機器を購入するための費用を追加するものであります。

以上が歳出の概要であります。

次に、歳入について申し上げます。

16款県支出金では、事業の歳出額に合わせ、低所得世帯に対する物価高騰対策臨時特別支援事業費補助金及び山形県公立中学校可搬式冷房機器導入支援事業費補助金を補正するものであります。

19款繰入金では、歳入歳出全体の調整のため、財政調整基金からの繰入れを増額するものであります。

以上、本臨時会に提案いたしました議案についてご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○吉田芳美副議長 以上で提案理由の説明を終わります。

○吉田芳美副議長 日程第5、議案の審議、採決を行います。

お諮りします。議案が事前に配付されておりますので、審議の際の議案の朗読は省略したいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案の朗読は省略することにします。

議第66号令和5年度河北町一般会計第6回補正予算についてを議題とします。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(5番、7番、8番の通告あり)

確認します。5番石垣光洋議員、7番木村章一議員、8番佐藤修二議員。落ちありませんか。落ちなしと認めます。

それでは、「5番石垣光洋議員」

○5番(石垣光洋議員) それでは、灯油の購入費助成事業について、お伺いをいたします。

助成額1世帯当たり1万円ということですが、10月4日の厚生文教常任委員会資料を見ると、対象者に(6)その他町長が特に必要と認める世帯とあります。この町長が特に必要と認める世帯というのは、家計急変世帯などを指しているのか、お伺いをいたします。

あと、この助成については窓口での受け取りなのか、あるいは口座振込なのか、そこら辺、答弁をお願いしたいと思います。

窓口での受け取りとなると、自動車や近場の人はいいんでしょうけれども、足のない人、車など乗れない人などは、やはりタクシーなどを使うとなると交通費がかかりますので、そこら辺どうなのか、ご答弁お願いをいたします。

○吉田芳美副議長 「矢作健康福祉課長」

○矢作勲健康福祉課長 おはようございます。

まず最初に、石垣議員からお尋ねの対象者のことについてのお尋ねであります。

委員会のときに説明を行いました対象者(1)から(6)まであるんですが、その中の(6)その他町長が特に必要と認める世帯というものは、どういったものなのかということだと解しますので、それについて、ご説明申し上げます。

基本的に、(1)から(5)までで考え得る対象者は、ここで全て拾えると思っております。

ただし、どういった条項にもよくあるんですが、それ以外で何か予期できないことで必要になったとき、(1)から(5)以外のところで発生する場合は、万に一つなんですけど、ないとも限らないので、セーフティー条項として、その他町長が特に認める世帯ということと定めているという内容でございます。

あと、もう一つですが、その支援のほうの1万円について、どういった形での、本人に支給されるのかということですが、全て口座振込ということを想定しております。

以上でございます。

○吉田芳美副議長 「5番石垣光洋議員」

○5番(石垣光洋議員) 終わります。

○吉田芳美副議長 続きまして、「7番木村章一議員」

○7番(木村章一議員) 10ページ、3款1項1目低所得世帯の冬の生活応援扶助費について質疑します。

支給の時期は、いつ頃に予定しているか、お聞きします。

それから、10ページの10款3項1目中学校の学校備品であります。説明でありますと、体育館、それから武道館などですかね、にスポットクーラーを設置するということでもありますけれども、前回全協でもお聞きはしたんですが、その設置場所、体育館、武道館の中なのか外なのか、どうもちょっと明確でなかったような気がします。外に置くとして、その場合は何か雨よけを後づけでつけることになるような話がありましたが、外の場合だったら、雨よけの囲いも簡便なものでしょうから、それまで町で一緒に設置をしたほうがいいのではないかと思うんですが、その辺、どのように考えているか、お聞きしたいと思います。この点お聞きします。

○吉田芳美副議長 答弁を求めます。

「矢作健康福祉課長」

○矢作勲健康福祉課長 支給のスケジュールといえますか、期日ということではありますが、まず、ここ本日ご可決いただきますと、準備を行いますして、11月の頭に対象予定者のほうに案内の関係申請書を送付いたします。それを返信していただきまして、早い方ですと、もう11月の初旬には到着するんですが、その内容を審査いたしまして、決定通知書をお返しするということから、最初に関しては、11月25日ぐらいから支給されるのではないかなと思います。

それ以降でありますけど、毎月5のつく日に口座振込ということになっておりますので、最終の2月いっぱいでの頂いたものに関して3月までかかりますが、ある程度集まったら、5のつく日に間に合わせるような形で支給ということを考えておるところでございます。

○吉田芳美副議長 「秋場学校教育課長」

○秋場弘昭学校教育課長 10ページ、11ページの

10款3項1目の学校管理費の備品購入費で、このたび河北中学校にスポットクーラーを3台購入する予定であります。

場所につきましては体育館に2台、あと、もう一台が柔剣道場にといいことで、3台を予定しているところす。

体育館の場合、体育館の中ほどに非常口がありますけれども、その非常口の外側に設置を今のところ想定しております。可搬式すので、いろいろな場所に持ち運びができる状況にはあるんですが、中学校とも相談をしながら、中学校側としても、ボール等が邪魔にならないようにといいことで、外づけをしながら、外に設置をしながら利用したいというようにことを想定してございます。その場合、雨よけ等についても、原材料費あるいは消耗品等で、ザラ板などで設置をするようにことを想定しているということでありす。

柔剣道場につきましては、1階の柔剣道場に設置をしながら通路に設置をして、2階の卓球練習場などにもダクトで行くようにことも想定して、今のところ想定の中でなんですが、いろいろなところで、スポットクーラーすので、休憩時間にクールダウンできるようなことを想定しながら、設置場所ということで、今想定の中で動いているところでありす。

○吉田芳美副議長 「7番木村章一議員」

○7番(木村章一議員) 1点目は分かりました。

2点目のスポットクーラーすけれども、非常口の外側となったところ、そこは雨が当たる可能性のあるところだということす、雨よけのものを作る、その材料も一応想定はすると、この予算の中で、という答弁だと思ひんですが、それやるんであれば、その作るところまで、簡便なものをちゃんと手をかけてつけてあげたほうがいいのではないかと思ひんですが、その辺どうなのか、ちょっともう

少し詳しく説明してください。

○吉田芳美副議長 暫時休憩します。

休憩 午前9時15分

再開 午前9時18分

○吉田芳美副議長 休憩を解いて再開します。

「秋場学校教育課長」

○秋場弘昭学校教育課長 スポットクーラーの設置場所についての質疑であります、スポットクーラーについては可搬式のものであり、体育館の中に設置するということも可能です。

ただ、中のほうには冷気を送り、後ろからは温かい空気が出るということすので、窓を開けながらということも考えられるんですが、体育館の非常口の1段下のところに置いて設置をすれば、外の空気はそのまま外に逃げて、涼しいクーラーが中のほうに入るといいことで、雨よけ、あるいは下の台なども、ここは手作りでもできるかなというようにことで、既決の原材料費あるいは消耗品等で材料を購入して作製をしていきたい、その場に応じたものでやっければなと考えているところす。

中に置くことも可能ですので、状況によっては、まず中に置いてみて、懸念しているのはバレーボールとかバスケのときにボールが当たってというようにことを懸念して、外に設置することも検討しなければねというように考えてきたところでありす。

実際、設置場所につきましては、まずは体育館の中に、どの場所がいいのかということす、冷気あるいは暖気といひますか、どのような状況なのかも含めて、今カタログ等の中では想定はできるんですが、実際、活動していく中で、どのような仕様が一番いいのかということも踏まえ、検討はしていくことにはなりますが、今、頭の中で中学校とも話をしていたのが、外に置いたほうが、まずはいいかねというようにところで検討したところで

あります。

○吉田芳美副議長 「7番木村章一議員」

○7番（木村章一議員） 家庭用のエアコンなどは室外機と室内機があって、室外機は最初からもう外で雨風が当たるという想定なので、雨風に当たっても大丈夫なつくりになっているんですが、多分、このスポットクーラーは室内設置というふうになっていると思うんですね。そういうものに雨風が当たると、非常に傷みが早いというふうになる、故障の原因、故障が早く起きてしまうということになると思うので、外に設置するのであれば、雨風が当たらないように、しっかりと設置してもらいたい。それをやるに当たっても、学校に預けて、それで学校で、材料費見るから学校の先生方で作りなさいというのはちょっと無理があると思うので、忙しいですからね。ですから、もしそういうことであれば、町で手数料をかけて、雨風をよけるところまで、ちゃんと設置してあげるべきだと思うんですね。そこは、そういうふうにするつもりかどうか、しっかり確認しておきたいと思います。いかがですか。

○吉田芳美副議長 「秋場学校教育課長」

○秋場弘昭学校教育課長 設置場所については、学校側で利用しやすいようにということで、設置の場所も、必ずそこ決まっているわけではありませんので、いい場所で利用していただければと話をしているところです。そんな中で、外に設置をした場合、技術家庭の技術の先生もいるし、業務員さんと協力をしながらというようなことで、そこは自分たちでもできるというふうなこともしております。

基本的には、体育館の中に設置するということが想定はしているんですが、外に設置することも可能ではないかということで話をしてきたところでもあります。

○吉田芳美副議長 「森谷町長」

○森谷俊雄町長 まず設置して、どういう形で、生徒たちの屋内運動場での活動に一番ベストな形で使えるか、その設置場所については、まず学校現場でしっかり検討していただいて、中あるいは外、そこも含めてあとはケース・バイ・ケースになるのかもしれませんが、基本的な設置方法については、学校現場で一番いい形で使っていただくというのが基本だと思います。その上で、屋外に設置する、あるいは設置するときもある、そういったときにどういった対応が必要なのか、学校の既決予算の中で学校側の、課長が答弁したような内容で対応できる程度なのか、そうなのかということについては、議員のご懸念、私もあります。学校現場に任せっ放しということではなく、今回購入費をお認めいただき、その上で学校現場で実際購入し、業者とも打合せをし、適正な使用方法というものを十分検討していただき、その中で、町として対応が必要があれば、また、その段階で考えていきたいと思います。学校現場に任せっ放しにするつもりはございません。

ただ、学校で使い勝手のいい形で利用していただくというのが基本だと思います。

以上です。

○吉田芳美副議長 以上で、7番木村章一議員の質疑を終わります。

次に、「8番佐藤修二議員」

○8番（佐藤修二議員） 10ページ、11ページであります。

低所得者に対する冬期間の灯油、5,000円上乘せして1万円にするということで、基本的には賛成なのでありますが、低所得者という概念が、何やら非常に難しい、私から言わせると難しいと言わざるを得ないので、これ、一つ例であります、8月の臨時会でも、非課税世帯に対して3万円というのがありました。非課税ですから、住民税を払わなくても

いいということで、今、所得が少ないという人が対象だったんですが、よくいろいろな人に話聞くと、いや、今は国民年金で、しかも60歳からもらったと。60歳からもらえば当時は51%ですから、通常の年金の半分ということで約60万ぐらいなのかな、しかもらっていないと。だから、非課税世帯だということで私対象だけれども、いや、実は現役中に自分で事業したっけから、預金は1億あるよと。1億も持っていて、俺、全然生活楽で苦ではないんだけど、町からありがたく3万頂いたと。要するに、生活なんかさっぱり苦でないんです。そういう人も対象になっているんです。

実際、本当に生活苦の人だけではなくて、余裕なんかしゃくしゃくな人でも、そういう非課税世帯というふうに決めてしまうと、そういう人も対象になってしまう。本当の生活苦の人になっているという現実ではない部分があると。

今回のもう低所得者という概念が、本当に生活苦で、大変だからという思いでするのは分かるんですが、その対象者というのが、果たして本当に、そういう補助をすべき人にだけ行くのか、そうでない人にも該当になってしまうのかというのが、ちょっと心配なことだなと思うのでありますが、その辺はどのようにお考えになりますか。

○吉田芳美副議長 「矢作健康福祉課長」

○矢作勲健康福祉課長 佐藤議員のほうから、本当に生活で困っている人に、そういった意味での助成という事業ではない、ないとまではおっしゃっていないんですが、どちらかというと、本来の今回の対象者、もう一度確認のために説明をさせていただきますが、町内に住所を有し、1から6のいずれにも該当する世帯で、世帯員全員が住民税均等割非課税の世帯ということになります。生保とか、あと

社会福祉施設等に入所の方は除かれるんですが、その1から6ということの内容が、65歳の者のみで構成されている高齢者世帯、あと2つ目が、常時在宅で介護を要する要介護4または5の者がいる世帯、あと3つ目としては障がい者のいる世帯で、これについては身体障がい者と、あと知的障がい者、精神障がい者の条件というものがあるのですが、あと大きい4つ目のくくりとしては、独り親世帯ということで、児童を扶養する独り親がいる世帯になります。

あと、もう一つ、独り親のほうの2つ目ですが、両親が死亡または行方不明等の理由にある児童を扶養している世帯ということ、あと大きい5番目としては、3歳未満の児童を養育している世帯ということでありまして、あと6番目は、先ほど石垣議員のときにもありましたその他町長が特に必要と認めるということですが、これに関しましては、基本的には県と同じ考え方ではあるんですが、やはり何か本来での貧困とか、経済的に困っているという人というものは、佐藤議員おっしゃられるようなことが分かればいいんですが、なかなか町ではそこを判断するというものではないと思います。ということで、こういった形で対象者の条件を絞り込んでいるんですが、基本的には、住民税均等割非課税ということの世帯員全員が、そういったことを前提としながら、今の6つのところに該当するというので、何かやっぱり指標といいますか、取決めをしないと、やっぱりはかれないところがあるのかなと思います。

ただ、やっぱり実際に、この事業をやってよかったなというところなんですけど、令和3年度までは給油券を発行して行っておりました。それが昨年度から口座のほうに振込という形に変えておったんですが、そのことによって、対象予定者が申請する率が上がったと

ということが非常に大きなことかなと。より広く行き渡っている、実際に、今佐藤議員おっしゃるような方の経済的な困窮というところは、ちょっと合わないと思うんですが、ここで言う条件の方には広く行き渡っているということから、あと口座振込にしたことによって、全ての方に使っていただいているということになりますので、その辺も実際、給油券の場合ですと、必ず全て100%でいかなかったということも踏まえて、事業としては意味のあることかなと思っておるところでございます。

以上でございます。

○吉田芳美副議長 「8番佐藤修二議員」

○8番（佐藤修二議員） 基本的には、このことによって救われる人がたくさんいるわけですから、基本的には反対するわけではないんですが、やはり現実、町としてどこまで見れるかというのは非常に難しいんですが、そういう実態があるということを知りたいので、わざわざ質疑したわけでありまして。必ずしもそうでなくて、もらっている人もいるという現実があるということです。

ただ、今、課長の説明では、給油券から現金になったということで、より多くの方がパーセンテージ使うようになったということで、非常に、いいように聞こえますが、逆に言わせれば、現金にすることによって、現金もらった金額を本当に灯油に回っているんだろうかと。暖かい、快適な冬期間を過ごせるようになっているのかという使い道という部分では、まだまだちょっと分からない。要するに、チケットでやっていたときは、全部、必ず灯油買って暖かく、冬期間、寒い思いしないよという町の願いどおりやっていたわけですが、現金にすることによって、それをもらってギャンブルに行く人もいないとも限らない。必ずしも灯油買っているわけでは

ないという実態は、もちろん分かっていると思うんですが、今回のことについては、町民の方からも、そういう実態もあるよということを町に伝えていただきたいという声もありましたので、質疑に立ったわけでありまして。

実際、そういうふうにして、要らないけれども、もらったやという人がいるという現実があるということだけ理解していただければ、それで結構でございます。質疑は終わります。

○吉田芳美副議長 以上で、8番佐藤修二議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結します。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

賛成全員であります。

よって、議第66号令和5年度河北町一般会計第6回補正予算については、原案のとおり可決されました。

○吉田芳美副議長 以上で、本臨時会に付議されました事件は、全て議了しました。

これをもって、令和5年10月河北町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

午前9時36分 閉会

会議の経過を記載し、その相違のないことを証するためここに署名します。

令和5年10月

河北町議会副議長 吉田芳美

河北町議会署名議員 東海林信弘

河北町議会署名議員 細矢誓子

